

## 概略発注方式試行要領（機械・電気設備工事）

（施行 令和8年4月1日）

### 1 目的

神奈川県内広域水道企業団（以下、「企業団」という。）が試行する概略発注方式は、機器費並びに機器据付費以外の一部を「概略発注工」として集約し、機器費に対して率計上することにより、入札公告時における予定価格の算出を簡略化することを目的に行うものである。

概略発注方式試行要領は、企業団が指定する設備工事（機械・電気設備工事）において、概略発注方式で工事を実施するために必要な事項を定めるものである。

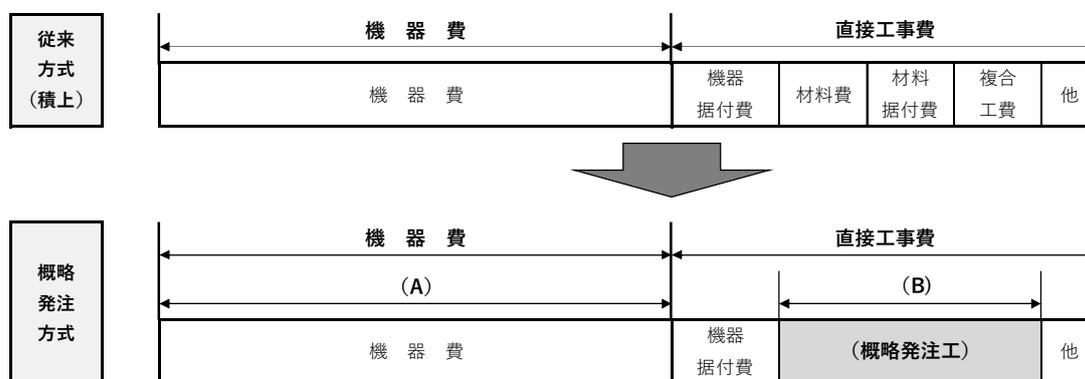
### 2 対象工事

以下の条件を満たす工事について、本試行の対象とする。なお、対象工事については、発注者が指定し、入札公告時の設計図書（設計書「設計説明」、特記仕様書 等）において「概略発注方式」であることを明示する。

- (1) 「機械・電気設備工事設計積算基準」を適用して積算している工事（委託、土木、建築工事は対象外）
- (2) 総額 5,000万円（税抜）以上の工事
- (3) 工事費に占める機器費の割合が大きい工事  
（例：監視制御設備・電気設備（高圧以上）・ポンプ設備更新工事など）

### 3 概略発注工の構成

対象工事における概略発注工は、機器費並びに機器据付費以外の直接工事費のうち、発注者が概略発注する工種を選定・集約したものであり、設計図書において概略発注工とそれ以外の工種を区分して記載する。



※ 概略発注工 (B) = 機器費 (A) × 概略発注割合 (%)

図1 概略発注方式のイメージ

概略発注工に係る費用は、機器費に対する率(%)により算出したうえで一式計上し、材料費、材料据付費、複合工費を対象とする。概略発注工以外の項目については、従来どおりの方法により積算する。また、概略発注工の概略発注割合については、設計書に対象項目を明示し、特記仕様書にその内容を記載する。

図面及び数量計算表等の作成に係る「図面数量表等作成費」は、設計技術費の率により計上する。

#### 4 発注図書

設計図書(設計書・特記仕様書・設計図面)の内容や契約上の位置づけは、通常工事と同様とする。

#### 5 入札及び契約時の取扱い

入札・契約に際しては、設計図書に本試行の対象工事であることを明示する。また、公告時において現地調査、現場説明会等を実施することを示し、入札参加者の希望により発注者が対応する。

#### 6 施工及び設計変更時の取扱い

請負人は、請負契約後から概略発注工に係る工事の着手前までに現地調査を行ったうえ、概略発注工として率計上していた対象項目の工種・工数・数量等について図面及び数量計算表等を作成し、監督員の承諾を得る。

発注者は、請負人が作成し監督員が承諾した図面及び数量計算表等に基づき、従来どおりの積み上げ積算を行い、精算変更を行う。なお、概略発注方式に係る精算変更以外の事由により発生した、その他の設計変更とすべき事項については、精算変更とは別に、通常的设计変更と同様に取り扱うこととする。ただし、変更契約手続きは、設計変更及び精算変更をまとめて行うことができる。

#### 7 その他

本試行における設計及び積算について、疑義が生じた場合は、企業団と協議する。

以上